

岐阜市男女共同参画に関する市民意識調査(1)単純集計結果

Questionnaire on Gender-equal Society of Gifu Citizen.1. Simple Calculation

大藪千穂¹・野田しずか²・本田夕貴³

(Chiho Oyabu, Shizuka Noda, Yuki Honda)

I. はじめに

近年、ワーク・ライフ・バランスやポジティブ・アクションなど男女共同参画社会への関心が高まっている。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）である。我が国では、2015年12月25日に「第4次男女共同参画基本計画」が決定された。これは、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るために、2025年度末までの「基本的な考え方」並びに2020年末までを見据えた「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めたものである。現在の日本は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した。このような社会のなかで「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」の実現のため、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保することが重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題として考えられている。

岐阜県においても国の施策を受けて、男女共同参画社会の実現に取り組んでいる。1986年「岐阜県婦人行動計画」を策定したことが始まりとされており、1998年から、国の「男女共同参画2000年プラン」の理念と方向性を踏まえた「ぎふ男女共同参画プラン」に基づいた取り組みが進められた。2003年には「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が可決し、同年11月1日から施行され、また、翌年の2004年には、この条例に基づいた「岐阜県男女共同参画計画（第1次、2次）」が策定された。近年、少子高齢社会、人口減少などの社会が著しく変化することから、家族構成や地域の繋がりなども変化し、家庭や職場、地域社会などの様々な分野において担い手の不足といった課題が存在している。これらを解決し、男女共同参画社会づくりを進めていくための指針として、2014年に「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」が策定された。このように、岐阜県は「岐阜男女平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画社会の取り組みを行っている。

一方、岐阜市の男女共同参画社会の取り組みは、1979年に市民部市民生活課に婦人窓口が設置されたことが始まりである。これは、女性政策の取り組みとして行われたものだが、岐阜市の男女共同参画社会の取り組みの一部として考えられている。その後1995年に岐阜市女性行動計画「ぎふし未来スケッチ」（10年計画）が策定され、翌年の1996年に男女共同参画室が設置、2008年からは、男女共同参画・文化課、現在は男女共生・生きがい推進課において女性政策及び男女共同参画が推進されている。このような取り組みを踏まえ、岐阜市は、男女がともに政治的・経済的・社会的及び文化的な利益を享受でき、かつともに責任を担う男女共同参画社会の実現をめざし、2002年6月に「岐阜市男女共同参画推進条例」を制定した。条例では、男女共同参画の推進に関して基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することが目指された。またこの条例に基づき、2009年3月に「第2次岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふし未来スケッチⅢ」（計画期間：2009年度～2017

¹ 岐阜大学教育学部家政教育講座

² 岐阜大学教育学研究科修了生

³ 岐阜大学教育学部家政教育講座卒業生

年度)が策定された。これにより、市が実施すべき施策の方向と事業を定め、女性が置かれている状況を客観的に把握するために、2012年度を目標年度とした評価指標が設定され、この達成に向けて取り組みが行われてきた。2009年から2012年にかけて、少子高齢化社会の進展、人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的な低迷、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢や大きく変化していた。また、このような状況の中で「育児・介護休業法」や「雇用保険法」などの改正、国の「第3次男女共同参画基本計画」(2010年12月)の策定により、岐阜市においても評価指標の計画期間が終了したことから、2013年に同年度から2017年の5年を計画期間とし「第2次岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふ未来スケッチⅢ」の改定が行われた。以上のように岐阜市は国の「男女共同参画計画」に基づき、岐阜市独自の「岐阜市男女共同参画基本計画」を策定している。

このように政策は進んでいるが、市民の意識に変化は起きているのだろうか。岐阜市は2007年に市民の意識調査を実施しているが、それ以降は実施されていない。今後さらに男女共同参画社会を推進していくためには、市民意識の変革、特にこれからの社会を担う若い世代の意識変革が必至である。

本論文では、岐阜市の2007年の男女共同参画に関する市民の意識調査を基盤としながら、今後、男女共同参画をより進めていくためには、どのような施策が必要であるかをさぐるため、岐阜市民の男女参画に関する意識調査を実施分析した。

II. 方法

調査対象は岐阜市内に在住する18歳以上の市民3,000人(男女各1,500人)で、抽出方法は住民基本台帳から年代ごとに無作為に抽出した。実施方法は郵送配布・郵送回収を2016年7月～8月初旬とした。この結果、回答数は1,569(回答率:52.3%)で、有効回答数は1,485(有効回答率49.5%)であった。

岐阜市は、「岐阜市男女共同参画推進条例」の4つの基本理念にそって、「I 男女の人権の尊重」「II 男女平等・自立意識の醸成」「III 政策・方針決定過程における男女共同参画」「IV 家庭・地域社会における男女共同参画」の4つの基本目標を掲げている。2007年に実施したアンケートは「男女平等に関する意識」「家庭生活」「地域での活動について」「就業について」「学校教育について」「人権について」「市の男女共同参画推進に関する施策」に関する内容の設問(全39問)が設けられていた。今回のアンケートは、2007年のアンケートを基盤としながら、「男女平等に関する意識」(3問)、「家庭生活について」(8問)、「地域での活動について」(3問)、「就業について」(8問)、「学校教育について」(1問)、「人権について」(4問)、「岐阜市の男女共同参画推進に関する施策について」(3問)の合計30問を設定した。本論文では、紙面の関係から「岐阜市の男女共同参画推進に関する施策について」以外の27問の結果を分析した。なお、数値は四捨五入していることから、100%にならない場合もある。

III. 結果

1. 属性について

有効回答数の属性は、図1から図6に示す通りである。年代別の無作為抽出ではあったが、回答してくれた市民は女性の方が多く、年齢は60歳～70歳代で半数以上を占めている。このためか、就労形態は無職と専業主婦が多く、共働きではない世帯の方が多くなった。家族形態は、夫婦のみが4分の1、二世帯家族とで半数を占めている。

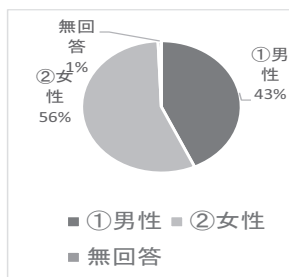


図1 性別

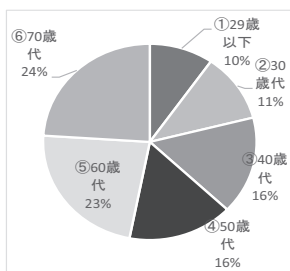


図2 年齢別

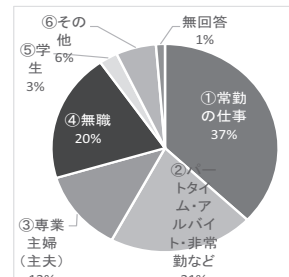


図3 就労形態

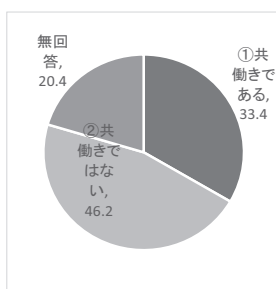


図4 共働きの有無

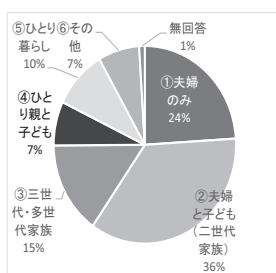


図5 家族構成

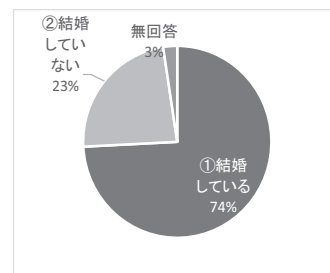


図6 結婚の有無

2. 男女平等に関する意識について

①男女平等に関する意識について

「男は仕事、女は家庭」という考えについて尋ねた(表1)。この結果、「どちらかといえば、同感できない」が35%を占め最も高くなった。最も低いのは「同感する」で5.1%となった。また、「同感する」と「どちらかといえば、同感する」を肯定と捉え、「どちらかといえば、同感できない」と「同感できない」を否定と捉えて、それぞれの結果を足し、さらに分析を行った。その結果、肯定「同感する・どちらかといえば、同感する」39.2%、否定「どちらかといえば、同感できない・同感できない」57.8%で性別によって役割を分担することに同感できないと考えている人が半数を占めた。しかし、4割は肯定的であることから、女性の社会進出や男性の育児参加などを一層高めるためには、より多くの方が否定的な意識を持たなければならない。

表1 男は仕事、女は家庭という考えについて

| | 件数 | % |
|------------------|------|-------|
| ①同感する | 75 | 5.1 |
| ②どちらかといえば、同感する | 506 | 34.1 |
| ③どちらかといえば、同感できない | 520 | 35.0 |
| ④同感できない | 339 | 22.8 |
| 無回答 | 45 | 3.0 |
| 合計 | 1485 | 100.0 |

②男女の地位について

家庭生活、職場、学校教育、政治、地域活動、法律や制度、しきたりや習慣、社会全体における男女の地位について尋ねた(表2)。この結果、家庭生活、職場、政治、しきたりや習慣、社会全体では「どちらかといえば男性が優遇されている」が最も高くなった。他の学校教育や地域活動、法律や制度では「平等である」の方が高くなり、少しずつではあるが男女が平等に扱われる社会になってきていることが分かった。特に法律や制度では「平等である」と感じている人が4割となった。一方、「どちらかといえば女性が優遇されている」と考える人は最も少なかったことから、今後は、様々な分野において、両者への配慮が平

等に必要となる。

表2 それぞれの場面における男女の地位

| | 家庭生活 | | 職場 | | 学校教育の場 | | 政治の場 | | 地域活動 | | 法律や制度 | | しきたりや慣習 | | 社会全体 | |
|---------------------|------|-------|------|-------|--------|-------|------|------|------|------|-------|------|---------|------|------|------|
| | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % |
| ①どちらかといえば男性が優遇されている | 585 | 39.4 | 895 | 60.3 | 158 | 10.6 | 1003 | 67.5 | 521 | 35.1 | 498 | 33.5 | 1009 | 67.9 | 874 | 58.9 |
| ②平等である | 509 | 34.3 | 327 | 22.0 | 980 | 66.0 | 282 | 19 | 522 | 35.2 | 613 | 41.3 | 222 | 14.9 | 285 | 19.2 |
| ③どちらかといえば女性が優遇されている | 184 | 12.4 | 64 | 4.3 | 53 | 3.6 | 18 | 1.2 | 81 | 5.5 | 77 | 5.2 | 31 | 2.1 | 48 | 3.2 |
| ④どちらともいえない | 198 | 13.3 | 174 | 11.7 | 257 | 17.3 | 159 | 10.7 | 343 | 23.1 | 270 | 18.2 | 207 | 13.9 | 259 | 17.4 |
| 無回答 | 9 | 0.7 | 25 | 1.7 | 37 | 2.5 | 23 | 1.6 | 18 | 1.1 | 27 | 1.8 | 16 | 1.2 | 19 | 1.3 |
| 合計 | 1485 | 100.0 | 1485 | 100.0 | 1485 | 100.0 | 1485 | 100 | 1485 | 100 | 1485 | 100 | 1485 | 100 | 1485 | 100 |

③ 関心事について

男女共同参画社会に関することばを示し、関心度や認知度を見た(表3)。この結果、「育児・介護休業法」に対する関心が最も高くなった。内容まで知っているかの項目では、「セクハラ」が約6割を占めた。また、他のハラスメントである、「パワハラ」、「DV」、「マタハラ」なども5割を占める割合となり、ハラスメントに関する認知度が高いことが分かった。一方、男女共同参画社会に関する法律等の関心度は低かった。岐阜市男女共同参画推進条例に対する関心度が最も低いことから広報啓発活動が必要であろう。

表3 関心事について

| | 関心がある | | 内容まで知っている | | 見聞きしたことはある | | 知らない | |
|-------------------------|-------|------|-----------|------|------------|------|------|------|
| | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % |
| ①男女共同参画社会基本法 | 135 | 9.1 | 89 | 6.0 | 657 | 44.2 | 586 | 39.5 |
| ②男女雇用機会均等法 | 204 | 13.7 | 355 | 23.9 | 787 | 53.0 | 125 | 8.4 |
| ③育児・介護休業法 | 298 | 20.1 | 313 | 21.1 | 751 | 50.6 | 111 | 7.5 |
| ④岐阜市男女共同参画推進条例 | 86 | 5.8 | 30 | 2.0 | 383 | 25.8 | 967 | 65.1 |
| ⑤ジェンダー(社会的性別) | 112 | 7.5 | 186 | 12.5 | 535 | 36.0 | 623 | 42.0 |
| ⑥ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) | 210 | 14.1 | 169 | 11.4 | 476 | 32.1 | 605 | 40.7 |
| ⑦ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置) | 137 | 9.2 | 46 | 3.1 | 345 | 23.2 | 934 | 62.9 |
| ⑧女性活躍推進法 | 141 | 9.5 | 78 | 5.3 | 452 | 30.4 | 778 | 52.4 |
| ⑨DV(ドメスティック・バイオレンス) | 195 | 13.1 | 795 | 53.5 | 405 | 27.3 | 64 | 4.3 |
| ⑩セクハラ(セクシャル・ハラスメント) | 222 | 14.9 | 849 | 57.2 | 369 | 24.8 | 22 | 1.5 |
| ⑪パワハラ(パワー・ハラスメント) | 239 | 16.1 | 806 | 54.3 | 368 | 24.8 | 44 | 3.0 |
| ⑫マタハラ(マタニティ・ハラスメント) | 207 | 13.9 | 751 | 50.6 | 401 | 27.0 | 102 | 6.9 |
| ⑬多文化共生社会 | 159 | 10.7 | 116 | 7.8 | 431 | 29.0 | 747 | 50.3 |
| ⑭LGBT | 128 | 8.6 | 219 | 14.7 | 439 | 29.6 | 673 | 45.3 |

2. 家庭生活について

① 家庭内の仕事の主たる担い手について

掃除、洗濯、食事のしたくと後かたづけ、看病や介護、育児について主に誰が担い手となっているかについて尋ねた(表5)。全ての項目で「あなた自身」が最も高くなった。特に、「食事のしたく」は約5割が自分自身で担っていることが分かった。また、全ての項目で「父・母・子など」、「家族全員」は10%未満であることから、家事や育児を家族で分担している家庭が少ないことが分かった。

表5 家庭内の仕事の主たる担い手

| | あなた自身 | | 配偶者 | | あなたと配偶者が同じくらい | | 父・母・子など | | 家族全員 | | 家族以外外部の人 | | 該当しない | |
|-----------|-------|------|-----|------|---------------|------|---------|-----|------|-----|----------|-----|-------|------|
| | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % |
| ①掃除 | 664 | 44.7 | 349 | 23.5 | 265 | 17.8 | 72 | 4.8 | 102 | 6.9 | 5 | 0.3 | 8 | 0.5 |
| ②洗濯 | 710 | 47.8 | 454 | 30.6 | 170 | 11.4 | 83 | 5.6 | 43 | 2.9 | 1 | 0.1 | 5 | 0.3 |
| ③食事の支度 | 721 | 48.6 | 480 | 32.3 | 128 | 8.6 | 84 | 5.7 | 45 | 3.0 | 1 | 0.1 | 10 | 0.7 |
| ④食事の後かたづけ | 676 | 45.5 | 362 | 24.4 | 268 | 18.0 | 73 | 4.9 | 80 | 5.4 | 3 | 0.2 | 7 | 0.5 |
| ⑤看病や介護 | 383 | 25.8 | 204 | 13.7 | 262 | 17.6 | 47 | 3.2 | 130 | 8.8 | 22 | 1.5 | 374 | 25.2 |
| ⑥育児 | 441 | 29.7 | 274 | 18.5 | 278 | 18.7 | 34 | 2.3 | 95 | 6.4 | 2 | 0.1 | 298 | 20.1 |

②結婚・少子化について

結婚観について尋ねた結果、「すでに結婚している」が7割を占め、回答者のほとんどが既婚者であった。「今のところ結婚するつもりはない」が9.5%であったが、結婚するつもりがない理由として(表6)、自由さや気楽さがなくなることや、必要性を感じないという点があげられた。

次いで少子化の原因について尋ねた(表7)。「結婚しない人が増えたから」「教育費にお金がかかるから」「子育てと仕事の両立が難しいから」「晩婚化によって出産年齢の高齢化が進んだから」が約6～7割を占めた。このことから、子どもを育てたいと思っても教育費を考えると現実的に難しいと考えていること、子どもを育てながら仕事をしたいがそれが難しいと考えている人が多くいることが分かった。

表6 結婚するつもりがない理由(複数回答)

| | 件数 | % |
|----------------------------------|----|------|
| ①仕事や趣味などに専念したいから | 34 | 24.1 |
| ②結婚生活にもなう家事・育児にしばらくはたたくないから | 18 | 12.8 |
| ③今の自由や気楽さ失いたくないから | 65 | 46.1 |
| ④結婚生活に伴う配偶者の親、兄弟姉妹などとの関わりを避けたいから | 17 | 12.1 |
| ⑤自分の親や家族の面倒をみるから | 20 | 14.2 |
| ⑥結婚して生計を維持していく自信がないから | 28 | 19.9 |
| ⑦結婚の必要性を感じないから | 64 | 45.4 |
| ⑧その他 | 33 | 23.4 |

表7 少子化の原因(複数回答)

| | 件数 | % |
|---------------------------|-----|------|
| ①教育費にお金がかかるから | 848 | 57.1 |
| ②子育てを支援する制度や環境が十分でないから | 691 | 46.5 |
| ③子育てと仕事の両立が難しいから | 845 | 56.9 |
| ④子育てに自信が持てない人が多いから | 217 | 14.6 |
| ⑤核家族化によって子育て環境が変化したから | 517 | 34.8 |
| ⑥子どもより夫婦を中心に生活を考える人が増えたから | 270 | 18.2 |
| ⑦晩婚化によって出産年齢の高齢化が進んだから | 839 | 56.5 |
| ⑧結婚しない人が増えたから | 997 | 67.1 |

③子どもを生き育てるために必要なことについて

安心して子どもを生き育てるために必要なことを尋ねると(表8)、「出産・育児に対する経済的な支援の拡充」「子育て中の女性の柔軟な勤務形態の普及」「出産・子育て後に再就職しやすい制度づくり」の3項目とも6割を占めた。子どもを生き育てていくためには、それらに関する経済的支援と産後の女性が復帰しやすい職場環境の整備や子育てと仕事を両立させることができるような制度等が必要である。

表8 安心して子どもを産み育てるために必要なこと(複数回答)

| | 件数 | % |
|----------------------------------|-----|------|
| ①出産・育児に対する経済的な支援の拡充 | 994 | 66.9 |
| ②保育サービスや放課後児童クラブ(学童保育)など地域の子育て支援 | 839 | 56.5 |
| ③子育て中の女性の柔軟な勤務形態の普及 | 928 | 62.5 |
| ④子育て中の男性の柔軟な勤務環境の整備 | 541 | 36.4 |
| ⑤出産・子育て後に再就職しやすい制度づくり | 921 | 62.0 |
| ⑥子育て中の仲間づくり、悩み相談の支援 | 484 | 32.6 |

④老後の不安について

老後の不安は(表9)、「生活費のこと」が最も高く7割もの人が老後の生活費に不安を抱いていることが分かった。次いで健康についてであった。老後は、一般的に公的保障と貯蓄で生活をしなければならない。しかし生活費と病気等の費用がかかるため、早い時期から貯蓄の重要性を示すと同時に、健康寿命をのばす対策も必要となってくる。

表9 自分の老後の不安(複数回答)

| | 件数 | % |
|--------------------|------|------|
| ①生活費のこと | 1062 | 71.5 |
| ②住宅のこと | 287 | 19.3 |
| ③自分・配偶者の健康のこと | 981 | 66.1 |
| ④面倒を見てくれる身寄りがいないこと | 247 | 16.6 |
| ⑤社会との関わりや話し相手がないこと | 162 | 10.9 |
| ⑥特に不安は感じていない | 155 | 10.4 |

⑤介護について

自宅での介護について、主に誰が担うべきかを尋ねると(表10)、「介護を受ける人の配偶者」が41.5%

と最も高く、次いで「外部サービス」が 33.6%であった。このことから、多くの方が配偶者が介護をするべきだと考えていることが分かった。しかし、配偶者も共に老いていくことから体力的・年齢的なことから介護をすることは難しい。「外部サービス」が 33.6%であったことから、現実的に家族以外の人が介護をする方が容易であると考えている人もいる。

寝たきりの高齢者や体の不自由な人の介護について、望ましい方法について尋ねると(表 11)、「専門的な施設や病院を利用する」は 51.8%で半数の人が、専門的な介護を利用すべきと考えていることが明らかとなった。次いで多かったのは、「自宅で、介護保険制度などのサービスを利用しながら、家族・親族が介護する」が 40.0%であった。自宅で介護したい人、されたい人の両方の気持ちを考えると自宅で家族が介護するとよいのだろうが、様々な事情があることから、介護についてはそのような状況になる前に家族でよく話し合い、どのような援助が利用できるかを調べ、準備しておく必要がある。

表 10 自宅で担うべき介護の主な担い手

| | 件数 | % |
|-------------------------|------|-------|
| ①介護を受ける人の配偶者 | 617 | 41.5 |
| ②介護を受ける人の子ども | 251 | 16.9 |
| ③介護を受ける人の子どもの妻 | 38 | 2.6 |
| ④外部サービス | 499 | 33.6 |
| ⑤介護を受ける人のその他の家族(孫・兄弟など) | 68 | 4.6 |
| 無回答 | 12 | 0.8 |
| 合計 | 1485 | 100.0 |

表 11 寝たきりの高齢者や体の不自由な人の介護の方法

| | 件数 | % |
|--------------------------------------|------|-------|
| ①自宅で、主として家族・親族が介護する | 55 | 3.7 |
| ②自宅で、介護保険制度などのサービスを利用しながら、家族・親族が介護する | 594 | 40.0 |
| ③地域の人々や友人同士で助け合う | 27 | 1.8 |
| ④専門的な施設や病院を利用する | 769 | 51.8 |
| ⑤その他 | 40 | 2.7 |
| 合計 | 1485 | 100.0 |

3. 地域での活動について

①地域活動への参加について

グループやサークル、団体などの社会・地域活動の参加について尋ねた結果(表 12)、「自治会・町内会などの活動」が 37.5%と最も高く、次いで「趣味・学習・スポーツ活動」が 27.9%、「今は参加していない」が 27.3%であった。このことから、社会・地域活動において「自治会・町内会などの活動」は参加が容易であることが分かった。自身の趣味などに合わせた活動に参加している人も多いが、参加していない人も約3割いることも分かった。

また、地域での活動については(表 13)、半数以上が男女平等に活動していると感じているが、女性が発言しにくい雰囲気があると感じている人も少なくない。

表 12 社会・地域活動(複数回答)

| | 件数 | % |
|------------------------|-----|------|
| ①趣味・学習・スポーツ活動 | 414 | 27.9 |
| ②消費生活、自然環境保護などの住民活動 | 32 | 2.2 |
| ③福祉活動などのボランティア活動 | 120 | 8.1 |
| ④PTA・子ども会・スポーツ指導員などの活動 | 183 | 12.3 |
| ⑤市の審議会などの政策決定にかかわる活動 | 19 | 1.3 |
| ⑥自治会・町内会などの活動 | 557 | 37.5 |
| ⑦消防団などの防災活動 | 43 | 2.9 |
| ⑧外国人との交流などの国際交流活動 | 19 | 1.3 |
| ⑨今は参加していない | 406 | 27.3 |
| ⑩参加したことがない | 272 | 18.3 |

表 13 地域での活動について感じていること

| | 件数 | % |
|---------------------------|------|-------|
| ①男女が平等に活動している | 930 | 62.6 |
| ②話し合いにおいて、男性は発言しにくい雰囲気がある | 46 | 3.1 |
| ③話し合いにおいて、女性は発言しにくい雰囲気がある | 407 | 27.4 |
| 無回答 | 102 | 6.9 |
| 合計 | 1485 | 100.0 |

②地域活動参加で支障となることについて

地域活動に参加する際に支障となる事柄について尋ねると(表 14)、「仕事が忙しい」36.0%が最も高く、次いで「参加するきっかけがない」30.7%、「活動団体や活動内容を知らない」24.4%、「気力・体力に不

安がある」24.4%であった。このことから、仕事以外の余暇活動をどのように過ごすかは人それぞれであるが、「参加するきっかけがない」や「活動団体や活動内容を知らない」が挙げられていることから、地域活動の広報活動が必要であることが分かった。また防災の観点からも、地域との関わりは重要である。日常的に地域のつながりを作っておき、助け合える環境を作っておくことが重要であろう。

表 14 社会・地域活動に参加するときに支障になること（複数回答）

| | 件数 | % |
|-------------------|-----|------|
| ①活動団体や活動内容を知らない | 362 | 24.4 |
| ②参加するきっかけがない | 456 | 30.7 |
| ③仕事が忙しい | 535 | 36.0 |
| ④家事や育児、介護で忙しい | 222 | 14.9 |
| ⑤気力・体力に不安がある | 363 | 24.4 |
| ⑥興味のある活動がない | 318 | 21.4 |
| ⑦参加することに家族が協力的でない | 44 | 3.0 |
| ⑧経済的余裕がない | 227 | 15.3 |
| ⑨その他 | 83 | 5.6 |

4. 就業について

①就業状況について

収入をとまなう仕事に就いているかを尋ねた結果、仕事を「している」が6割を占め、半数以上の人が、就業していることが分かった。収入をとまなう仕事を「していない」と答えた人に、過去に収入をとまなう仕事をしたことがあるかについて尋ねると、就労経験がある人は9割であった。また、過去に就労経験があり、現在働けないと人たちにその理由を尋ねたところ、「定年になったため」が38.5%で最も高く、その他の項目は、「出産・育児のため」11.5%、「結婚のため」9.7%、「親や病気の家族の介護のため」9.5%であった。定年退職以外の人には家事や子育て、介護等により働くことができないことが分かり、妊娠や出産を経験する女性は、それらを理由に仕事を辞めざるを得ない人がいることが明らかとなった。また今後働きたいという人は、常勤の仕事よりもパートタイム、アルバイト、非常勤などを希望している人が多いことが分かった。

②女性の職業観について

女性が職業を持つことについては(表 15)、子どもができたらいったん退職し、大きくなったら再び職業を持つのがよいと4割の人が考えている一方、3割の人は子どもができてはずっと職業を続けるのがよいと感じている。女性が職業をもち続けていくうえで、問題と思うことについて尋ねた結果(表 16)、「家事や育児・介護との両立が難しい」が最も高く8割を占めている。女性は家事や育児、介護と職業の全てを選択することは難しいことが明らかになった。

表 15 女性が職業を持つことについて

| | 件数 | % |
|---------------------------------------|------|-------|
| ①女性は職業をもたない方がよい | 21 | 1.4 |
| ②結婚するまでは、職業をもつ方がよい | 77 | 5.2 |
| ③子どもができるまでは、職業をもつ方がよい | 87 | 5.9 |
| ④子どもができて、ずっと職業を続けるのがよい | 513 | 34.5 |
| ⑤子どもができたなら、いったん退職し、大きくなったら再び職業をもつのがよい | 648 | 43.6 |
| ⑥その他 | 115 | 7.7 |
| 無回答 | 24 | 1.7 |
| 合計 | 1485 | 100.0 |

表 16 女性が職業を持ち続けていくうえでの問題（複数回答）

| | 件数 | % |
|------------------------------|------|------|
| ①家事や育児・介護との両立が難しい | 1266 | 85.3 |
| ②家族の協力や理解が得られない | 410 | 27.6 |
| ③職場が責任ある仕事を女性に任せない | 274 | 18.5 |
| ④男性に比べて賃金が安く、職種も限られている | 531 | 35.8 |
| ⑤女性自身の職業に対する自覚が不足している | 251 | 16.9 |
| ⑥女性の勤続年数が平均的に短い | 186 | 12.5 |
| ⑦時間外労働(残業)や深夜労働をさせにくいと思われている | 357 | 24.0 |
| ⑧顧客や取引先等を含め、社会一般の理解が不十分である | 354 | 23.8 |
| ⑨その他 | 54 | 3.6 |

③男性の育児・介護休業取得率が低い原因について

近年、男性の育児・介護休業取得が普及しているが取得率は低い。この理由としては(表 17)、「職場に

取りづらい雰囲気がある」が 43.0%で最も高く、次いで「収入が減るから」が 25.3%であった。このことから、育児・介護休業を取りたいと考えていても、職場が男性の育児・介護休業取得を認めていないことが考えられる。近年、法律や制度の改定により育児・介護休業の取得率の高い職場が世間から高い評価を受ける傾向にある。しかし、これらの制度を利用できる職場においても職場の雰囲気や自分自身が置かれている状況によっては、利用しにくいことも考えられる。職場の雰囲気を変えることで育児・介護休業の取得率を高め職場から、社会へ関心を高める必要がある。

表 17 男性の育児・介護取得率が低い理由

| | 件数 | % |
|-------------------------|------|-------|
| ①収入が減るから | 379 | 25.3 |
| ②職場に取りづらい雰囲気があるから | 638 | 43.0 |
| ③評価・昇進・配属等で不利になると思われるから | 200 | 13.5 |
| ④周囲に取っている男性がいないから | 116 | 7.8 |
| ⑤配偶者が育児・介護休業を取得するから | 40 | 2.7 |
| ⑥とりたくないから | 34 | 2.3 |
| ⑦その他 | 45 | 3.0 |
| 無回答 | 33 | 2.4 |
| 合計 | 1485 | 100.0 |

5. 学校教育について

男女共同参画社会を実現していくために、学校教育の場で力を入れるべきことについて尋ねた結果、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が 55.8%、「進路指導において、男女の別な区能力を生かせるように配慮する」が 52.1%とこの 2 項目が高くなった。このことから、学校教育は性別に関係なく誰もが等しく教育を受ける場であることから、学校生活から他者を思いやる心を育てる必要があることが分かった。また、児童、生徒一人ひとりの能力を活かした進路選択ができる環境を作らなければならない。

6. 人権について

ハラスメントに対する考えについては(表 18)、「学校・社会等が責任を持って対策をとることが必要」が 6 割を占め最も高くなった。ハラスメントが発生する場所が特定できないと考えられることから、子どもたちには学校で、大人には会社や地域活動においてハラスメントについて考え学ぶ機会が与えられなければならないことが分かった。次に高くなったのは、「なにがハラスメントに当たるのか不明なのではっきりさせるべきだ」の 41.3%である。政府が、パワーハラスメントについて雇用者へホームページを利用して啓発活動を行っている。しかし、結果からも分かるように、何がハラスメントに当たるのかわからない人が多いことから、より一層ハラスメントについての啓発活動や被害にあった際の相談窓口の連絡先などを伝えていく必要がある。

表 18 ハラスメントについての考え (複数回答)

| | 件数 | % |
|---------------------------------|-----|------|
| ①学校・会社等が責任を持って対策をとることが必要 | 919 | 61.9 |
| ②マスコミの過剰反応だと思う | 304 | 20.5 |
| ③被害者がはっきりと拒絶するべきだ | 377 | 25.4 |
| ④なにがハラスメントに当たるのか不明なのではっきりさせるべきだ | 614 | 41.3 |
| ⑤ちょっとしたことでハラスメントとされてしまうので不安である | 554 | 37.3 |

DV については(表 19)、「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」が 61.4%と認知度は高い。また「身体的・心理的な暴力を受けたことがある」8.4%、「身近な人から相談を受けたことがある」7.3%であることから、DV を受けている人もいる。一方、「身体的・心理的な暴力を行ったことがあ

る」1.6%とDVの加害者もいることが分かった。少数であっても積極的な防止対策を実施しなければならない。DVを誰にも相談しなかった理由については(表20)、「相談しても無駄だと思った」が52.9%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すればこのままやっていると」(45.1%)となった。相談できるということを周知することと、我慢しなくてよいという情報を提供しなければならない。

表19 DVについて(複数回答)

| | 件数 | % |
|--------------------------|-----|------|
| ①身近な人から相談を受けたことがある | 108 | 7.3 |
| ②身体的・心理的な暴力を受けたことがある | 125 | 8.4 |
| ③テレビや新聞などで問題になっていることは知った | 912 | 61.4 |
| ④身体的・心理的な暴力を行ったことがある | 24 | 1.6 |
| ⑤見聞きしたことはない | 352 | 23.7 |

表20 DVを誰にも相談しなかった理由(複数回答)

| | 件数 | % |
|-------------------------|----|------|
| ①どこ(だれ)に相談してよいか分からなかった | 9 | 17.6 |
| ②恥ずかしかった | 14 | 27.5 |
| ③相談しても無駄だと思った | 27 | 52.9 |
| ④相談したことが分かってし返しを受けると思った | 14 | 27.5 |
| ⑤自分さえ我慢すればこのままやっていると | 23 | 45.1 |
| ⑥思い出したくなかった | 8 | 15.7 |
| ⑦自分にも悪いところがあると思った | 13 | 25.5 |
| ⑧相談するほどではないと思った | 12 | 23.5 |
| ⑨他人を巻き込みたくないと思った | 11 | 21.6 |
| ⑩世間体が悪いと思った | 8 | 15.7 |
| ⑪その他 | 9 | 17.6 |

7. 自由記述について

自由記述があったのは242人である。それらを内容から以下の10に分類した(表21)。

表21 自由記述内容

| 分類の種類 | 人数 | 割合(%) |
|---------------------|-----|---------|
| 制度・政府・社会について | 肯定 | 60 24.7 |
| | 否定 | 7 2.8 |
| 男女共同参画社会について | 肯定 | 42 17.3 |
| | 否定 | 20 8.2 |
| 意識改革について | 23 | 9.5 |
| 平等について | 21 | 8.6 |
| 差別・性差と役割(子育てなど)について | 21 | 8.6 |
| わからない | 6 | 2.4 |
| その他 | 22 | 9 |
| アンケートについて | 9 | 3.7 |
| 女性の就業について | 9 | 3.7 |
| 学校教育での男女共同参画社会について | 2 | 0.8 |
| 合計 | 242 | 100 |

この結果、「制度・政府・社会」(肯定意見)(24.7%)が最も高く、次いで「男女共同参画社会について」(肯定意見)(17.3%)となった。政府や男女共同参画社会に対する肯定意見が見られ、市民が少しずつ男女共同参画社会を受け入れようとしていることが考えられる。また、岐阜市や岐阜市女性センターに対する積極的な広報啓発活動の実施を願う意見が見られた。岐阜市が取り組む男女共同参画社会の取り組みやその他の行政が定めていることを、学校教育や企業、地域活動を通して伝えていく必要がある。

IV. まとめ

市民調査の結果、女性が職業をもつことに賛成する考えが見られたが、一方、仕事と家事などの両立は難しいと理解していることが明らかとなった。また男女が均等に扱われる雇用形態や勤務環境の整備を望んでいることが分かった。社会問題である少子化対策の原因としては、晩婚化や教育費の高騰を考えていることから、仕事と生活の両方を選択できるワーク・ライフ・バランスの考え方を社会全体が認め、何らかの助成制度が必要と考えられる。以上の結果から、今後必要となる施策の方向性が明らかとなった。

まず「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に対して、これを肯定しない考えを持つ人がいる一方、同感できない人も半数おり、現実には根強い性別役割分担意識により、女性にとって家事や育児、介

護と仕事の両立が難しく、働きたくても働くことができないという現状が明らかとなった。家庭内で女性が家事の主たる担い手となるのではなく、個々ができる家事を分担することで、女性が働くことを選択できる環境を作っていく必要がある。

次に、少子化が進む原因についてである。調査結果より「教育費にお金がかかるから」や「子育てと仕事の両立が難しいから」と考えている人が多いこととあわせて、安心して子どもを産み育てるために必要なことについて尋ねたところ、「経済的支援の充実」に次いで「子育て中の女性の柔軟な勤務形態の普及」、「出産・子育て後に再就職しやすい制度づくり」と考えている人が多かった。このことから、女性の就労意欲が高いことが伺え、子どもを産み育てながら仕事を続けられる環境を整えていくことが必要である。また、女性が働く環境が整えられることで経済的な不安も緩和されると考えられる。

また、男性の育児・介護休業に対する考えや取得率が低い原因について、「職場に取りづらいつい雰囲気がある」と考えている人が4割を占め、次いで「収入が減る」が約3割であった。男性も育児・介護休業を利用したいと考えているが、実際は職場が男性の育児・介護休業の利用を認めていないことや利用することによって収入が減り、生活費や教育費が賄えないという不安があることが考えられる。

最後に、地域活動における男女平等感である。男女が平等に活動していても、話し合いにおいて女性は発言しにくい雰囲気があったり、参加するきっかけがなく活動内容等を知らない、仕事が忙しいと答える男性が多いという現実がある。地域のきずなづくり、まちづくりの重要性が唱えられる昨今には、地域活動における男女共同参画の推進が求められる。

以上のことから、女性と男性をとりまく家庭内、職場環境及び地域全体における意識改革が大変重要であり、また、同時に環境を整えることが求められていることが明らかとなった。

参考文献

- 岐阜市市民参画部男女共生・生きがい推進課,監修大藪千穂(2017),平成28年度岐阜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書
- 岐阜市市民参画部男女共生・生きがい推進課,監修大藪千穂(2017),平成28年度岐阜市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(概要版)
- 岐阜県(2005),岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例,
https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/danjo/danjokyodo/c11234/index_19736.html(2017.12.30参照)
- 岐阜市(2008a),平成19年度市民意識調査,<http://www.city.gifu.lg.jp/7392.htm>(2017.12.30参照)
- 岐阜市(2008b),岐阜市男女共同参画推進条例,<http://www.city.gifu.lg.jp/7333.htm>(2017.12.30参照)
- 岐阜市(2009),第2次岐阜市男女共同参画基本計画ぎふし未来スケッチⅢ,
<http://www.city.gifu.lg.jp/secure/4663/suketti3.pdf>
- 岐阜市(2013),第2次岐阜市男女共同参画基本計画(改訂版),
<http://www.city.gifu.lg.jp/16324.htm>(2017.12.30)
- 内閣府(2014),女性の活躍推進に関する世論調査,<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-joseikatsuyaku/index.html>(2017.12.30参照)
- 内閣府(2015),男女共同参画基本計画,第4次男女共同参画基本計画
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html(2017.12.30参照)

なお本論文は、岐阜市市民参画部男女共生・生きがい推進課の受託事業によって作成した。